

2009年12月11日

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」への意見

社団法人日本書籍出版協会
理事長 小峰 紀雄

障害者福祉関係

視覚障害者等のための複製等が認められる者（法第37条第3号関係）において、図書館法第2条第1項に定める図書館のなかで、設置主体を司書又はこれに相当する職員を置く図書館に限定していることに加え、一般社団法人および一般財団法人を除く、地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に限定していることは、法が定める要件の下で適切に録音図書等が作成されることを担保するうえで重要な意味があると考え、この改正に賛成いたします。

美術品等の譲渡等の申し出のための画像掲載関係

政令で定める措置には、画像の「大きさ又は精度」のみ規定されていますが、当該美術の著作物又は写真の著作物の複製が出版物から行われる場合には、複製又は公衆送信される「数量（ページ数）」に関する規定を設けることが絶対に必要です。

出版物1冊まるごとを複製又は公衆送信することは、譲渡又は貸与の申し出の用に供するという目的を逸脱するもので、政令に数量の定めがないことが必要以上の複製又は公衆送信を誘発し、あるいは脱法的な画像の無断掲載を助長することになりかねないと考えられます。

漫画作品のインターネット配信ビジネスが急速に発展しているなかで、改正法によって漫画等の画像掲載が量的に拡大することは、一方において無料で漫画が読める事態を招き、著作物の通常の利用を妨げるものであり、権利制限は認めがたいといわざるを得ません。

以上のような点を勘案し、政令案の および を以下のように修正することを要望します。

画像を文部科学省令で定める基準に適合する数量以内とし、かつ、大きさ又は精度とすること。

画像のインターネット送信を行う際に、電磁的方法により複製を防止する手段（コピープロテクション）をかけ、かつ、画像の数量および精度が の基準より緩やかなものとして文部科学省令で定める基準に適合するようにすること。

裁定制度関係

「相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合」の内容として掲げられている3つの場合は適正なものであると考えます。ただし、従来の運用実態では、比較的容易に権利者情報を入手することができる場合にも裁定を認めた事例もあり、反対に上記3つの類型を広範囲にわたり権利者情報へのアクセスを行って初めて「相当程度の努力」とされている場合もあると聞いています。公平な運用を行うためには、「相当程度の努力」の判断を行う指針を設け公表する必要があると考えます。

以 上